

国と地方の災害対策

阪神・淡路後の初動体制と地方自治・住民活動を中心

見上崇洋

災害対策は、発災前・発災時・発災後に分けて考えられる。発災後は、救助や応急措置が必要な段階と復旧の段階に分けられる。阪神・淡路大震災は、とくに発災時およびその後の対応（いわゆる初動体制）について、不十分さが指摘され、災害法制の観点からも検討を迫るものであった。この間、法改正が行われ、また、具体的な施策でも対応がなされてきているが、表題の視点からこれを検討していくことが本稿のねらいである。

一 災害対策基本法・災害救助法の基本構造

これまでの災害対策法制は、災害対策基本法（昭三六法二三三）を中心として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七法一五

〇）、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三法七二）、

活動火山対策特別措置法（昭四八法六一）、大規模震災対策特別措置法（昭五三法七三）、災害救助法（昭二二法一一八）等々、各種の災害類型に応じて一応メニューガそろえられてきた。災害対策基本法は、総合的に災害対策を立てるための根拠法で、これによって災害対策が系統化されている。災害対策基本法によると、災害対策は、総合的な防災対策（とくに防災組織の確立と計画的な防災行政の推進）、および災害予防、災害応急対策、災害復旧の四つに大きく分類される⁽¹⁾。

災害予防については、災害予防の実施責任が指定行政機関にあるものとし（四六条）、防災に関する組織の整備義務（四七条）、防災訓練義務（四八条）、防

災に必要な物資および資材の備蓄等の義務（四九条）が定められている。

災害応急対策については、災害対策基本法が第五章五〇条以下に定めている。

その内容は、順次、①警報、非難の勧告・指示、②消防・水防の応急措置、③被災者の救難・保護、④被災児童・生徒の応急教育、⑤施設・設備の応急復旧、⑥保健衛生、⑦社会秩序の維持、⑧緊急輸送の確保、⑨その他、の九項目が防災計画の定めるところにより実施されるものとされ、その権限は基本的に市長村長に委ねられている（五〇条）。これに関する事業費の決定（八八条）などの定めがあるにすぎない。

このよう仕組みを柱とする災害対策基本法制の特徴をいくつか指摘することができるよう。まず、よく言われるようには、この法体制は中規模災害・既存の行政システムが可動であることとそれによって基本的に対処できることを前提としたものである。災害の種類としては、伊勢湾台風を契機として整備されてきたところもわかるように風水害を強く念頭においていたものであり、地震と比べれば、どちらもわかるように風水害を強く念頭においていたものであり、地震と比べれば、対応する時間もあり、また、被害状況をおかれていたり、情報の収集・伝達（五一一条）、被害状況等の報告（五三条）などの定めがはじめて各種情報の総合的把握ができることを前提とし、かつその視点からの対応であり、また、その視点からの対応であるとの判断を有するものであったといえよう。したがって、住民が避難したあとで、あるいは被害の一過性を前提

に復旧にかかるということを中心とする動き)とどらえたものであつて、住民がしばらく現場で救援や消火等の活動をせざるを得なかつた今回の災害のようなものを予想したものでもなく、当然そういった住民の現場での応急措置を含む視点からの問題対処を考えたものでもなかつた。現実には、法が想定していたよりも、もっと具体的で細かく、しかし切迫した状態が生じたのである。さらに上記のことと内容的には重なつてくる事柄であろうが、とくに大都市等、地域的に考慮事項を異にしたものではなく、大都市において障害が総合的・重層的に生じる事態の想定もなかつたのである。

そもそも法目的において不十分な点と構造上の不十分な点そして実経験上で不十分な点の三点セツトがあつたと、後知恵的ではあるが現時点では、いわざるを得ない。

なお、地震災害については大規模地震対策特別措置法があり、これは、災害対策基本法の特別法であるが、これは、地震の直前予知が行われた場合に備えて、予め防災体制を整備しておき(地震防災対策強化地域)、予知がなされたときに警戒宣言を合図にして関係者が協力して一齊に地震防災行動をとることによつて地震防災の実を挙げようとするものである。⁽³⁾

したがつて、この法律は全体としては、予知体制の確立もなく、強化地域の指定や警戒宣言もなかつた今回の阪神大震災には、基本的に適用されるものではない。

二 初動体制における問題点

1 初動体制の問題点

阪神・淡路大震災における初動体制の不十分さによる被害や、とくに国の対応をはじめとする混乱ぶりについて、問題点はさまざまに指摘されてきた⁽⁴⁾。まず総合的災害対策とりわけ防災計画および防災組織については、震度および被害の程度・範囲など防災計画において想定されていなかつたこと、防災組織も市町レベルでは各セクションを形式的に防災業務に割り振つただけという形が基本であつたことなどが挙げられる。防災計画では、実質的には局地的な災害に対応すべきものとしてのみ策定されており、計画実施の中核が麻痺することまでは「計画」されていなかつたのである⁽⁵⁾。これらは、行政の割拠制や地方と国の権限の問題としても議論されているところでもあるし、災害対策におけるハードとソフトのリンクが不十分であつたことによるものであり、さらに情報の集中を前提とした

災害対策基本法において緊急時における根幹的な制度である緊急災害対策本部の設置が比較的早い時期に行われなかつた。建築物の耐震基準は通常により設定されているのだが、震度の想定でも今回

のようないかたといふような問題さえある。されど、いかつたといふような問題さえある。

2 初動体制に関する改正方向

初動の遅れについては、大きくまとめると、(A)中央政府や自衛隊中枢の対応の欠如に起因するもの(ソフト的準備不足)、(B)同時多発の火災に対して消防車はなかなか水が乏しかつたりしたよ

うに資材や機材の準備がなかつたことに因るもの(ハード的準備不足)、(C)道路の寸断や麻痺等により動きがとれなかつたことにより対応が遅れた場合(被災による阻害)、そして(現場における状況判断を具体的な活動に結びつけるシステムの未確立ないしノウハウの未整備)(現場活動システムの未整備)に相対的に分断によりそもそも人がそろわなかつたことや、情報が集中されないためそれを分析・整理して適切な対応をすることが求められること、そのため緊急対策、人命救助においてなによりも必要とされる初動において決定的な遅れをとつたことなど、さまざまな指摘がなされている。初期の救援活動のなかでも被害をさらに深刻にしたのは初期消火活動がまったく不可能に近かつたことである⁽⁶⁾。消防車が出動しても、水の補給路

の寸断によりなす術がなかつた。このようないかたといふような問題さえある。されど、(A)中央政府や自衛隊中枢の対応の欠如に起因するもの(ソフト的準備不足)、(B)同時多発の火災に対して消防車はなかなか水が乏しかつたりしたよ

うに資材や機材の準備がなかつたことに因るもの(ハード的準備不足)、(C)道路の寸断や麻痺等により動きがとれなかつたことにより対応が遅れた場合(被災による阻害)、そして(現場における状況判断を具体的な活動に結びつけるシステムの未確立ないしノウハウの未整備)(現場活動システムの未整備)に相対的に分断によりそもそも人がそろわなかつたことや、情報が集中されないためそれを分析・整理して適切な対応をすることが求められること、そのため緊急対策、人命救助においてなによりも必要とされる初動において決定的な遅れをとつたことなど、さまざまな指摘がなされている。初期の救援活動のなかでも被害をさらに深刻にしたのは初期消火活動がまったく不可能に近かつたことである⁽⁶⁾。消防車が出動しても、水の補給路

の寸断によりなす術がなかつた。このようないかたといふような問題さえある。されど、(A)中央政府や自衛隊中枢の対応の欠如に起因するもの(ソフト的準備不足)、(B)同時多発の火災に対して消防車はなかなか水が乏しかつたりしたよ

うに資材や機材の準備がなかつたことに因るもの(ハード的準備不足)、(C)道路の寸断や麻痺等により動きがとれなかつたことにより対応が遅れた場合(被災による阻害)、そして(現場における状況判断を具体的な活動に結びつけるシステムの未確立ないしノウハウの未整備)(現場活動システムの未整備)に相対的に分断によりそもそも人がそろわなかつたことや、情報が集中されないためそれを分析・整理して適切な対応をすることが求められること、そのため緊急対策、人命救助においてなによりも必要とされる初動において決定的な遅れをとつたことなど、さまざまな指摘がなされている。初期の救援活動のなかでも被害をさらに深刻にしたのは初期消火活動がまったく不可能に近かつたことである⁽⁶⁾。消防車が出動しても、水の補給路

側の消防本部はどのようにして早期に災害情報を覚知するのか、(1)瞬時に大量の要救助者が発生する状況において、いかにして大量の救助隊等が速やかに被災地に出動できる体制を整えるのか、(2)堅固な耐火建物の普及等により、救助活動が困難になつてゐる現状において、いかにして高度な資機材と高度な技術を確保するのか、(3)最低でも数日間にわたる活動が求められるなかで、応援部隊が現地消防本部に迷惑をかけることのないよう自給自足できる体制をどのように整えるのか、(4)通信の混亂等を防ぎ、被災地入りした多くの応援部隊への指示を確実に行うために不可欠である簡潔明瞭な指揮命令系統をどのようにして確立するのか、(5)要救助者の検索・救助とともに、災害現場におけるトリアージや応急処置に従事する医師等との連携体制をどのように確立するのか、という七点がまとめられている。⁽³⁾

国土庁防災業務課長内貴滋氏のまとめによると、新たな防災初動体制の構築としては、大きく分けて、情報収集体制の整備、通信連絡網の整備、緊急災害対策本部等の体制の整備、救援体制の整備、緊急輸送体制の整備、の五つの分野にわたって方策が検討され、それぞれ、次に示すような方向となっている。その他、震度階級の見直し等が行われている。

1 情報収集体制の整備

かにして高度な資機材と高度な技術を確
保するのか、(b)最低でも数日間にわたる
活動が求められるなかで、応援部隊が現
地消防本部に迷惑をかけることのないよ
う自給自足できる体制をどのように整え
るのか、(c)通信の混乱等を防ぎ、被災地
入りした多くの応援部隊への指示を確
实行うために不可欠である簡潔明瞭な指
揮命令系統をどのようにして確立するの
か、(d)要救助者の検索・救助とともに、
災害現場におけるトリアージや応急処置
に従事する医師等との連携体制をどのように
確立するのか、(e)被災規模の早期評価シス
テムの整備。

政府における連絡窓口の明確化とくに
内閣総理大臣への連絡窓口の明確化。緊
急参集チームの創設（関連省庁の局長等
によって構成）。市町村からの（都道府県
が麻痺した場合の）情報伝達体制の強化
(災対法五十三条の改正)。情報収集の拡充
(航空機・船舶の活用、ガス会社・電力会
社等の民間公共機関等からの第一次情
報の収集、数値情報以外の概括情報の収
集の活用)。緊急連絡・参集体制の拡充。

2 通信連絡網の整備

うに確立するのか、という七点がまとめられている。⁽³⁾

2 通信連絡網の整備

国の防災機関を中心に専用回線で結び、防災関係の情報を機関相互で交換できる中央防災無線網の拡充。とくに、国と都道府県との間の緊急連絡用回線の接続、官邸等との画像伝送回線の新設、映像を含むホットライン通信施設運用システムの構築を行つた。

三 震災後の法改正と初動体

きる中央防災無線網の拡充。とくに、国と都道府県との間の緊急連絡用回線の接続、官邸等との画像伝送回線の新設、映像を含むホットライン通信施設運用システムの構築を行つた。

四 対応策の特徴と問題点

四 対応策の特徴と問題点

3 緊急災害対策本部等の体制の整法改正によって、災対法の要件を緩和して、内閣総理大臣の判断で、閣議決でもって、緊急災害対策本部を設置しきるものとした。その構成は、本部員を全閣僚とするものである。極めて、指示できる対象を拡充して、緊急災害対策本部・非常災害対策本部について、現地対策本部を法律上位置づけた。

5 緊急輸送体制の整備

た（災対法二八条の三、二五条六項）。

4 救援体制の整備

まず、自衛隊の災害派遣に関する新しい方策がとられた。自衛隊の災害派遣における自主派遣の判断基準の明示。これは防衛庁における防災業務計画を修正し、基準を明示したものである。自衛隊法施行令の改正による派遣手続の簡略化。災害派遣を円滑に行うための地方自治体との平常時における連携の強化。災害派遣時に自衛官が行使しうる権限の追加（市町村長等・警察官・海上保安官等がその場にいない限りにおいて、立ち入

れた場合の車両の運転手の義務を定め（同法七六条の二）、警察官・自衛官・消防吏員による措置について定めた。すなわち、警察官は、通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の妨害となる車両等がある場合、所有者にその移動を命じたり、自ら移動させたり、やむを得ない場合には車両等を破損できるものとした。また、自衛官・消防吏員は、その場に警察官がいない場合に限り、警察官と同様の措置ができるものとした（災対法七六条の四）。

り等の制限ができる警戒区域の設定、地建物の一時使用・障害となる建物等撤去・現場に居合わせた者に救助の手を貸すなど、地方公共団体間に従事されること)。

援体制について決めていた。また、警察では広域緊急援助隊を設置した。消防においては緊急消防援助隊を創設し、消防庁長官の応援のための措置をとる権限を拡大した。

5 緊急輸送体制の整備

災害時における緊急通行車両の通行を確保する措置として、都道府県公安委員会における交通規制の権限を拡充し（災対法七六条）、通行禁止等の措置がとられた場合の車両の運転手の義務を定め（同法七六条の二）、警察官・自衛官・消防吏員による措置について定めた。すなわち、警察官は、通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の妨害となる車両等がある場合、所有者にその移動を命じたり、自ら移動させたり、やむを得ない場合には車両等を破損できるものとした。また、自衛官・消防吏員は、その場に警察官がいない場合に限り、警察官と同様の措置ができるものとした（災対法七六条の四）。

四 対応策の特徴と問題点

これらの措置は、震災直後から指摘されてきた問題点のかなりの部分につき対応してきたものであるとみることができる。個々の手法のすべてについて検討す

ることができないので、いくつか思いつ
くまま指摘したい。

1 対応策の問題点

初動の遅れの要因を先にまとめたよう
に(A)ソフト的準備不足、(B)ハード的準備
不足、(C)被災による阻害、そして(D)現場
活動システムの未整備、と類型化するこ
とができるとすれば、それぞれについ
て、次のように言うことができよう。

(A)ソフト的準備不足のうち、国の権限
や国へ集約するいわば集権的部分につい
ては、震災当初の中央の狼狽ぶりを反省
して組織を整備し形を整えた。いわゆる
応援部隊の迅速な派遣等も今回の経験か
らマニコアル化されたようである(ただ
し、組織の権限の拡充や自衛隊員等の権
限の拡充については、なお理論的に検討
すべきところがあるものと考えられる。
これの一部については、後に関連して論
じる)。この部分の対応は、中央行政の
視点による対応であって、その限りで
は、一定網羅的に対応策が検討されたも
のとの印象をもつことができる。ただ、
なおも、地方行政ないし現場対応の充実
は、広域と狭域の複眼的な視点からみる
必要性があることからすれば、この地方
行政・現場対応という部分についてのよ
り詳細な検討が課題として残るよう考
えられる。

(B)ハード的準備不足については、よく
指摘されている防火水槽が少なかつたこ
となどが典型的であるが、直後に同時多
発した火災に対応し得るだけの消防車の
配備はもともと不可能であるとの指摘も
あり、初動体制については、被害を常に
最大のものと想定してすべてにわたって
ハード的に備えるのはきわめて困難で、
予算措置さえ講じれば対応策がとれるど
は限らないことが多い。(ここで)は防災と
セットにまちづくりの段階から考える以
外にないようである。⁽¹²⁾

(C)被災による阻害については、警察
官・消防吏員・自衛官の権限を拡充する
ことが基本的な対応策となっている。道
路上の障害等が速やかに除去できれば、
救援活動が今少しスマーズであつたであ
ろうといふことから、震災直後から主張
されていた事柄である。ただし、現場に
おける救援活動のあり方によつて、それ
ぞの活動スタイルは異なるであろう
し、次の現場対応における地元住民との
関連においては、社会的危険除去に係る
警察・消防活動はもともと自治体の行政
活動の一環とされていてことも考えられ
ば、自衛官の権限の拡充は、認められる
としても、消防吏員に対しても補完的で
あるべきでなかろうか。次の①を考えた
場合、それぞれの活動スタイルと現場の

あり方とをリンクさせなければ不十分
で、単純に権限を広げることが緊急の課
題ではないのではないかと考えられる。

(D)現場対応システムの未整備という部
分については、全体として、論じられて
いないように思われる。この問題は、今
回の震災の経験からみて、大都市特有の
事態として、情報の多様性・断片性、情
報の錯綜、異質で多様な障害事由の同時
発生等々が特徴であるとすれば、(A)のレ
ベルでの整備がいかに図られようとも、
なお、別個に(D)を整理しておくべきであ
ろう。現場であるということから、優れ
て自治施策に関わるものではあるが、そ
の対応のあり方にについての方策を整理す
るのは、自治体任せにすべきことではな
い。地元コミュニティの役割的重要性や
ボランティア活動の必要性が説かれるの
もこのレベルのことであるが、それらと
の関連で、(A)～(C)の具体的な部分と関連
するところもあるはずであつて、共通し
た整理が必要であろう。この点では、こ
れまでに示された対応策は、なお課題を
残していると考えられる。

五 地方自治と住民活動の重 視

さて、地方自治の視点から見ると、田村
悦一教授は、非常災害への対処について
も、(1)国に権限が集中していること、(2)財
源の確保・配分において国が優位してい
ること、(3)自治体の要請により国レベル
の行動がなされること、という地方自治
一般の問題がそのまま当てはまると言
ってはいる。分権化の必要が叫ばれ、きわ
めて多岐にわたる検討結果が中間答申・
第一次から第三次の勧告として示されて
きたが、災害救助についてはこれらにお
いても個別法の権限移譲はあるものの、
基本的に触れていない。今まで示され
た初動の対応策でも、震災直後から焦点

2 災害救援実施部隊について

理論的な課題としては、わが国の災害
救助の実施部隊の問題がある。消防法、
警察法、自衛隊法それぞれに災害出動に
ついての根拠規定がある。それぞれの権

限とこれらの相互の関係、とくに現場で
の活動調整の問題が、とりわけ上記①の
課題と関わって、存在する。また、自衛
隊の憲法論のみならず救助隊としての位
置の問題もある。自衛隊が災害救助に比
重を移すとの方向転換もないのだから、
そもそもその権限配分からすれば、救助活
動の本体は消防と考えるべきであり、地
元の状況の掌握の可能性からもこのよう
に考えて、相互の関連を整理しつつ、整
備を図るべきであろう。

